

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100070号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100046号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成29年12月28日の標準賞与額を2万2,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年12月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成29年12月28日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月28日

平成29年冬季賞与について、支払年月日を同年12月6日として保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与は、同年12月28日に支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、支払年月日を同日とする保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された賃金台帳及び総合振込依頼書(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者は請求期間に事業主により賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年12月28日の賞与について、支給年月日を同年12月6日として、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月18日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、賃金台帳等により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、平成29年12月28日の標準賞与額については、賃金台帳等により確認できる賞与額から、10万円とすることが必要である。

なお、平成29年12月28日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100071 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100047 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 29 年 12 月 6 日の標準賞与額を 129 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 29 年 12 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 12 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 12 月 6 日

請求期間に支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から 130 万円の賞与の支払を受け、標準賞与額 129 万 2,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、129 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 12 月 6 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 6 月 18 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 12 月 6 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100072号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100048号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月6日の標準賞与額を119万3,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月6日

請求期間に支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から120万円の賞与の支払を受け、標準賞与額119万3,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、119万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年12月6日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月18日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年12月6日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。